

役員、評議員及び顧問の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号（以下「認定法第5条13号」という。）及び公益財団法人藤原ナチュラルストーリー振興財団（以下「本財団」という。）の定款第17条（評議員の報酬等）、第33条（役員報酬等）及び第35条（顧問）の規程に基づき、本財団の役員、評議員及び顧問の報酬並びに費用の支給の基準について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第27条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、本財団を主たる勤務場所とし、原則週3日以上勤務するものをいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第14条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 顧問とは、定款第35条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬等とは、認定法第5条13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (7) 費用とは、職務の執行に当たって、必要となる経費をいう。

(報酬)

第3条 役員、評議員及び顧問は、原則として無報酬とする。

(支給の例外)

第4条 前条の規程にかかわらず、次の場合は報酬を支給する。

- 2 評議員は、定款第17条に定める総額の範囲内において、評議員会に出席した場合等は1人1回につき1万円（源泉所得税控除後の金額）を報酬として支給することができる。
- 3 事務局長を兼務する常勤の理事については、「職員給与規程」で定めるところに

よる給与を支給することができる。

- 4 非常勤理事は、各年度の報酬の総額が 80 万円の範囲内で、職務の執行として、評議員会、理事会、委員会、財団主催のシンポジウムへの出席をした場合等は 1 人 1 回につき 1 万円（源泉所得税控除後の金額）を報酬として支給することができる。
- 5 非常勤監事には、各年度の報酬の総額 30 万円の範囲内において、職務の執行として評議員会、理事会、委員会への出席をした場合等は 1 人 1 回につき 1 万円（源泉所得税控除後の金額）を、また監査の実施には 3 万円（源泉所得税控除後の金額）を報酬として支給することができる。
- 6 顧問には、各年度の報酬の総額 20 万円の範囲内において、理事長よりの諮問があった場合等は 1 人 1 回あたり 1 万円（源泉所得税控除後の金額）を報酬として支給することができる。

（報酬の支給方法）

- 第 5 条 非常勤役員、評議員及び顧問については、支給要件の発生の都度、通貨をもって本人へ直接支給又は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込むことができる。
- 2 前条第 3 項の給与は、毎月 25 日にその役員の給与から法令に基づき控除すべきものの金額を控除した残額を、通貨をもって本人に直接支給又は、役員が指定する本人名義の金融機関口座への振込みにより支給することができる。

（費用）

- 第 6 条 本財団は、役員、評議員及び顧問がその職務の執行に当たって要した費用を支給ことができ、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。
- 2 常勤役員に対しては、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給することができる。
 - 3 役員、評議員及び顧問が、評議員会、理事会、委員会、財団主催のシンポジウムへの出席をした場合等は、交通費として 3,000 円を支給する。尚、交通費が 3,000 円を超える場合には、実費を支払う。

（選考委員及び原稿執筆等）

- 第 7 条 非常勤理事が、当財団の学術研究助成選考委員に就任を委嘱された場合、別に定める選考委員会運営規程の支払いに関する規則に基づき報酬を支給する。
- 2 役員、評議員及び顧問が、シンポジウム講評等の原稿等を作成した場合、1 人 1 回につき 1 万円（源泉所得税控除後の金額）を報酬として支給することができる。

(改正)

第 8 条 この規程の改正は評議員会の決議を経て行う。

(附則)

この規程は公益法人への移行の登記の日から実施する。

附則

この規程は平成 25 年 6 月 10 日から実施するものとする。

平成 28 年 6 月 13 日改正